道を執らん　[illegible]はない　移つた　は悉く檢擧する

……むべき形……やうで……當局は十分取締……ことは決し……ないが今更詮方な……院内政府委……川村警保局……

日）天屋事務官を現場に派遣して狀況調査を急がせる事にした何れ白仁長官と打合せて適當の取締方法を講ずることであらう内務省としては無論斷然たる處置を執るけれども斯うした問題は假令暴動であつても事件の性質上

當の農商務省に於ても今少し考へて貰ひたいものだ

早く適宜の處置を執つて貰ひたい自分は切にそれを望んで居る」と兩者の談既に統一を缺けり（東京電話）

切らぬ押問答

職工代表と當局の會見　更に再會を約して分る

……の希望條件と……顧……は自分の所管に……二十五日朝（二十五……選出されたる勞友會長代理東京毎日新聞記者加藤……次郎氏介添役として交渉委員十名二十四日……議室に於て中川次長に面會を求めたれば製……田島庶務部長、竹下工場課長、遠藤官房主……新納小倉憲兵隊長、石橋小倉警察署長立會

『吾々は普通職……と訓戒し『過日勞……たる五箇條の條件……

を即時斷行して貰ひ度し然らざれば熱狂せる職工を緩和する事覺束なし』と說

……に就ては……同時に各……たる通り……こゝは既……提出した……直に質……り、又時……會ミ云ふ……中なれば……之を實施……宅料に就……官舍を建……べし』……委員は五……つ打切り……職工の意思……にて希望條件九箇條ありとて之を

長官以下に辭職を勸告

勞友會の團結　東上せる勞友會幹事談

曩の罷工に於て白仁長官の回答及び態度に慊らず再び罷工を起せる八幡製鐵所の眞相を政府及び議會に陳情の爲め急遽東上の途に就きし日本勞友會幹事淺原鑛三郎氏を二十五日朝列車中に訪へば

『再び罷工を行つた理由は總の要求が容れられなかつた爲であつて決して當局者の云ふ樣に理由なしに行つて居るのではありません、而して今度は是非あの鈍感な白仁長官と、職工の積立金及び自ら會長であ

る協濟會基本金から五萬五千圓と云ふ大金を八幡市に貸與しながら之れを知らなかつたと云ふ樣な不誠實な中川次長及び田島庶務課長に辭職を勸告しこれを實行せしめなければ何時迄も決して罷めぬと云ふ堅い決心を持つて居正しく行つて居ります、二十五日の新聞で見ると當局は暴動として警告して居る樣ですが我々

は決して暴動を敢てするやうなことはありません尤も本事務所の硝子窓を打壞したと云ふのは事實ですが何分多數のことですからあの場合あれ位のことは仕方がないでせう我々は始めから憲政會で色々力を盡して先きの罷工の時から連日の樣に演說會を催して居ました、今度再び罷工が勃發すると共に市內の四演劇場、四活動寫眞館は警察署の諭示によつて我々に對しては會場を貸與せぬ樣になりました、それで我々は遂に之れに對してボイコットを行ることになりました、其の他製鐵所は九州の大會社と聯絡して製鐵所で解雇した職工は雇

はぬと云ふ契約をして居ますが是れでは我々は直に食ふに困りますから十分此方で團結し相助け相倚つて之れに當ることになつて居ます、現に以前收監された十名に對しても森重皆一が主任となつて十分な差入をなすと共に常に遺族を訪問して之れを慰めて居ます　前の罷工で十二個の平爐中十個は全く使用出來ぬ樣になつて居る爲め其損害は莫大なものです、けれど政府の威信に關すると云つて何も彼も祕密にすることに努めて居ます云々

續々檢擧さる

首謀者と煽動者

八幡警察署にては事件再發と共に直に檢擧に着手し二十四日夜迄に製鐵所鑄物工場大龍勇（年二十）同阪本小助（二十）同鋼消丸（二十）新膨脹工場澤田勝次（二十）を暴行罪として、第一鑄型工場加藤義男（二十）及び首謀者として長瀨定吉（二十）、煽動者として堺陳吉（十八）を引致したるが二十五日午前二時に至り更に勞友會幹事森重皆一、工藤明男、野田、兒玉の四人を引致し取調に着手せり（八幡電話）

熔鑛爐の警戒

廿五日の入所者は僅かに五百八十六名

二十五日朝入所したる主要工場の職工數は四百十六名、職夫百十八名、請負人夫五十二名計五百八十六名にて他の二萬に餘る職工人夫等は休業の事とて市中の不穩を惧れて戶を閉ざしたり本町邊の人出は夥しく二十四日危險を慮して戶を閉ざしたる市內の飮食店其他の商店も幾分形勢の緩和されたるに安堵して店を開き祭日の如き賑ひなり、されど尙ほ不穩の氣漲り居るよりして製鐵所主腦機關たる熔鑛爐は前回の痛手に依り今回は第一、第四、第五の三基落火されたる後直に各部を密閉し冷却を防止し居り三基約五十噸宛の蒸汽を流出せしめざるやう嚴重警戒中なるが熱狂せる職工は動もすれば熔鑛爐を襲はんとせる爲め憲兵等を特に增置し極力警戒中なり（八幡電話）

……提示し中川次長の回答を求めたり即ち

第一、各工場伍長組長を職工の互選に依り現業部各員に於て其の中より幾人かを任命する事

右に對する中川次長の答『自分の意見を述ぶるは困難なれば聞き置くに止むべし』

第二、共濟會の評議員は會員の選擧に依られ度き事

次長『御希望に添ふやう努むべし』

第三、一箇年一回の賞與を役員と同樣年二回にせられ度き事

次長『聞き置くに止むべし』

第四、三大節の公暇日は一日分の給料を支給せられ度き事

次長『聞き置くに止むべし』

第五、通門の際身體檢査を廢止せられ度き事、少くとも職工の人格を重んじて頂き度し

次長『希望として聞き置く』

第六、職夫の早出殘業步合拂の一部を相當增加せられ度き事

第七、指定人夫は現金にて購買所より物品殊に米を買渡され度き事

次長『大藏省、農商務省の同意を得ざれば實行致し難きに依り聞き置くに止むべし』

第八、病は病院にて診療せられ度き事、指定人夫及び其の家族の疾病は田島庶務部長『今の規則は出來ぬことになり居れり、兎に角次長に於て聞き置かるべし』

第九、解職職工を無斷にて六箇月以內に互に雇傭せざる事の規程を廢止せられ度き事

以上の希望條件を述べ二三問答の後中川次長等と再會を約し同日午後十一時半製鐵所を退所せり（八幡電話）

大混亂に陷る

群集警官の衝突　報告演說の喧囂と

二十四日夜中川次長と會見したる製鐵所職工代表者九名は二十五日同市中央區電車通□座と交涉して漸く之を借受け午後一時より右會見顚末發表演說會を開催滿場立錐の餘地はき盛況を告げたるが代表者富永倘城氏の交涉顚末の報告演說終り希望條件として當局に懇望しをる案件八箇條中職工入出門の際行はれつゝある身體檢査撤廢の件に及び言偶々職工の一部のみの不正にあらず役員間にも不正なるものあれば今後若し之を勵行するとせば役員も亦職工同樣之を行ふ必要あるべし」と絕叫するや熱狂昂奮せる聽衆中には「然り然り宜しく高等官を……」とか又は

內急に緊張殺氣立ち怒罵喧囂殆ど收拾すべからざる狀態に陷り

しも幸に二十五日朝東京より着せる友愛會九州支部長木村錠吉氏其他の調停に依りて鎭靜し木村氏の農相との會見顚末報告あつて同二時散會せり

是より先き同報告演說會に入所せんとして△座前に殺到し來りたる群衆約二千名は警戒の警官二十數名に理由なく入場を拒止されたるより非常に激昂して其の不當を鳴しつゝ絕へず喊聲を揭げて之を威嚇熱狂するに至り折柄閉會場外に押出されたる約千五百名の聽衆と合して一團となりし事とて群衆の喧々囂々の騷ぎは其の極に達し

警官は劍に手をかけて身構へ

將に拔かんとに立ち至りたれば警戒中の警官の制止をも聽かず果は警官と群衆と入り亂れて騷擾衝突し急に鎭まるべくもあらざる形勢多數の警官の制止を聽かず……許りの態度に出でて之を威嚇制止する一方群衆中の暴動不穩の者は續々引致されつゝあり無數の彌次馬も交りて大混亂を呈し電車亦殆ど大往生の姿にあり因に同交涉委員は同日引續き八幡座に於て同樣報告演說會を開きたり（八幡電話）

『不正高等官を……』などゝの物凄き放言を試むる者續出するに至りしかば臨席の野村八幡署長は解散を命ぜんとせりそれが爲め場

東京市電は依然怠業狀態

今夜は運轉休止？

朝刊一部既報＝東京市電從業員等は二十四日夜來依然怠業を續け二十五日の如きは市內全線に亙つて電車の運轉極めて少く、其の最も甚だしと認めらるゝ巢鴨車庫は八十臺を運轉すべく六百名の從業員は平日の如く勤務しながら二十四日夜は三十臺位、二十五日は二十臺を運轉し他の從業員は各控室に集合して密談に時を移して一向動かんとする模樣無く車庫內にある車窓には「ストライキ」「怠業」等の紙片所々に貼られ怠業氣分漲り渡れり各車庫も同樣此の狀態にして或は夜に至らば市中の交通は全く杜絕するならんと憂慮されつゝあり、井上電氣局總務課長は事態急なるを見て二十五日午前諸視廳を訪ひ警視總監、宮崎警務部長、正力刑事課長等と會見し怠業狀態を報告し協議の結果警視廳にては刑事を各車庫に急派し公安を害するものと認めて怠業行動の明かなる者は悉く檢擧するに決定せり、尙ほ聞く所に依れば交通勞働組合員は密議の結果二十六日普選案本會議に於て否決さるゝと同時に全市に亙つて市電の運轉を中止を申合せたるやの噂あり其の筋にては警戒し居れりと

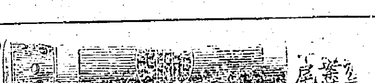
尾式　特許　灸治器
病氣を治す器械が出來た！
皮膚に傷のつく憂なく熱い温いは自由自在
（中尾長作氏著述灸治器全書一冊進呈）
神經痛　胃腸病　痔疾　疝痛　僂麻質斯　脚氣　子宮病　寢小便　腦病　ヒステリー、肩の凝り等
（中尾氏著　灸所圖添付）
定價一個九拾錢　送料八錢
使用費一回凡十分間僅一厘
本器は永久の使用に耐ふ
特約店募集
大阪高津たかつ橋南詰東
本田組商店
振替大阪四六三七五

理想的學園
誰す　名一　聲
此の蓄音器自身に何の……　吹込設備要り……　大阪……其時價販賣は……御註……
主　雜誌
株式……神戶壹枚名義人十六矢……右二……該……
大朝……英國香……ク……米國……獨逸……大阪……